

函館市障害者等外出支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等に対する市営交通機関等の乗車料金の助成について必要な事項を定めることにより、施設等への通所など、障害者等の外出を支援し、社会活動への参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障がい者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) 知的障がい者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所で知的障害者または知的障害児の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者をいう。
- (3) 特別児童扶養手当受給対象児 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児をいう。
- (4) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (5) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者をいう。
- (6) 原爆被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者をいう。
- (7) 市営交通機関等 函館市営の電車および函館バス株式会社の乗合自動車をいう。
- (8) 施設通所者等 次のいずれかに該当する施設等に市営交通機関等

を利用して通所し，または通学している者をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する生活介護，自立訓練，就労移行支援および就労継続支援を行う事業所

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センター

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園，大学および高等専門学校を除く。）

エ 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法の規定による精神科デイ・ケア

(9) 介護人 身体障がい者，知的障がい者または特別児童扶養手当受給対象児が市営交通機関等を利用する際，安全迅速に乗降させるために同乗する満12歳以上の者をいう。

(10) nimocaカード 株式会社ニモカが発行している交通系ICカード乗車券のうち，市長が指定する交通系ICカード乗車券をいう。

(11) 助成ポイント この要綱による助成によりnimocaカードに付与されるポイントでnimocaカードの入金残額に交換することができるものをいう。

（対象者）

第3条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は，市の区域内に住所を有し，かつ，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障がい者でその障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）に規定する1級から4級までのいずれかに該当するもの

(2) 知的障がい者でその障がいの程度が重度または中度と判定されたもの

(3) 特別児童扶養手当受給対象児

(4) 精神障がい者

(5) 戦傷病者

(6) 原爆被爆者

2 前項に規定する市の区域内に住所を有する者とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民票に記録されている者および市の区域内に居住する者で本市の住民票に記録されていないもののうち、市長が特に認めるものとする。

（介護人助成対象者）

第4条 対象者に対する助成は、別表第1に定める対象者に限り、対象者本人の市営交通機関等の乗車料金のほか、その介護人の市営交通機関等の乗車料金についても、助成の対象とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校就学前の者である対象者に対する助成は、別表第1に定める対象者に係る介護人の市営交通機関等の乗車料金に限り、助成の対象とするものとする。

（申請）

第5条 助成を受けようとする者は、別表第2に定める対象者の区分に応じたnimocaカード（介護人に係る助成も受けようとする場合は、当該カードおよび別表第1に定める介護人が使用するnimocaカード）ならびに対象者であることを証明する書類を持参の上、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた者（以下「受給資格者」という。）について、助成を行うものとする。

3 助成を受けようとする者は、別表第2の複数の対象者の区分に該当する場合、重複して申請することはできない。

（助成の内容）

第6条 受給資格者に対する助成は、次項に定めるものを除き、受給資格者が利用した市営交通機関等の乗車料金を別表第2に定める対象者の区分に応じ、同表に定める助成額を当該受給資格者のnimocaカード

に助成ポイントとして付与することにより行うものとする。

2 介護人の乗車に係る受給資格者に対する助成は、介護人が受給資格者と一緒に乗降した市営交通機関等の乗車料金のうち別表第1に定める助成額を、当該受給資格者が申請した介護人用のnimocaカードに助成ポイントとして付与することにより行うものとする。

3 助成ポイントは、1円を1ポイントに換算し、原則、市営交通機関等を利用した日の翌々日に受給資格者または介護人用のnimocaカードにそれぞれ付与するものとする。

(助成額の上限)

第7条 助成額の上限は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設通所者等以外の者に係る助成（次号に掲げるものを除く。）

1年度につき別表第3に定める額

(2) 前号に掲げる者の介護人に係る助成 1年度につき別表第4に定める額

(3) 施設通所者等およびその介護人に係る助成 上限なし

(4) 年度の途中で前3号に掲げる助成の区分が変更となった者に係る助成 1年度につき別表第3に定める額

(使用方法等)

第8条 nimocaカードの使用方法、再発行、交換および払戻し等の取扱い、株式会社ニモカが定める取扱規則および交通事業者が定める運送約款等によるものとする。

(助成の対象区間)

第9条 助成の対象となる市営交通機関等の運行系統の区間は、次のとおりとする。

(1) 市営電車の運行系統の全区間（箱館ハイカラ號の車両および貸切運行による運転系統の全区間を除く。）

(2) 函館バスの運行系統のうち、市の区域内の停留所相互区間（貸切運行による運転系統の全区間を除く。）

(変更の届出)

第10条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当したときは、別記第2号様式の届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名に変更があったとき。
- (2) 第5条第1項の申請に係る対象者の区分に変更があったとき。
- (3) 第5条第1項の申請に係るnimocaカードを変更したとき。
- (4) 新たに施設通所者等に該当することとなったとき、または施設通所者等に該当しなくなったとき。
- (5) 第5条第1項の申請に係る介護人が新たに助成を受けようとするとき。

2 市長は、受給資格者に前項各号の変更があったと認められる場合は、助成の内容を変更することができる。

(受給資格の喪失等)

第11条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生したときに受給資格を喪失する。

- (1) 対象者の要件を欠いたとき。
- (2) 第3条第2項に規定する市長が特に認める者にあつては、その理由を欠くに至ったとき。
- (3) 函館市高齢者交通料金助成事業による助成を受けることとなったとき。

2 市長は、受給資格者が受給資格を喪失したと認められる場合は、助成を停止することができる。

(譲渡、不正使用等の禁止)

第12条 受給資格者は、助成に係るnimocaカードを他人に譲渡し、貸与し、または転売してはならない。

2 市長は、受給資格者が前項の規定に違反したときは、助成を一定期間停止することができる。

(実施体制)

第13条 事業の実施に当たっては、第3条第1項各号に掲げる対象者の区分に応じ、同項第1号から第4号までに該当する者については保健福祉部障がい保健福祉課が、同項第5号に該当する者については保健

福祉部管理課が、同項第6号に該当する者については保健所保健予防課がそれぞれ必要な事務を行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3号の規定は、平成24年3月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に函館市障害者等に対する市営交通機関等利用証交付規則（昭和48年函館市規則第38号）により無料利用証または半額利用証の交付を受けている者（同規則第2条第1号から6号に掲げる者に限る。）は、受給資格者とみなす。ただし、第4条各号に該当しなくなった場合は、この限りではない。
- 3 助成の申請の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成29年12月13日から施行する。
- 2 助成の申請の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為

は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の別記第 1 号様式および別記第 2 号様式の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の別記第 1 号様式および別記第 2 号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。

別表第1（第4条～第6条関係）

介護人助成対象者	「nimocaカード」 の種類	助成額
<p>1 第3条第1項第1号に該当する者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57年1月6日付け社更第4号厚生労働省社会局長・児童家庭局長通知）（以下「通知」という。）に規定する第1種身体障害者に該当する者</p> <p>(2) 障害程度等級表に規定する2級に該当する者</p> <p>(3) 通知に規定する第2種身体障害者に該当する者で、障害程度等級表に規定する視覚障害4級に該当する者</p> <p>(4) 通知に規定する第2種身体障害者に該当する者で、障害程度等級表に規定する音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級に該当するもの</p> <p>2 第3条第1項第2号または第3号に該当する者</p>	<p>「記名式 nimoca」</p>	<p>全額</p>

備考 「nimocaカード」の種類欄に掲げるnimocaカードについては、特に理由があると認めるときは、別に指定するnimocaカードとすることができる。

別表第2（第5条，第6条関係）

対象者の区分	「nimocaカード」の種類	助成額
身体障がい者	「障がい者用 nimoca」 ただし，12歳以下の者（12歳になる日の属する年度の3月31日までの者をいう。以下この表において同じ。）は「小児障がい者用 nimoca」	全額
知的障がい者	「障がい者用 nimoca」 ただし，12歳以下の者は「小児障がい者用 nimoca」	全額
特別児童扶養手当受給対象児 （身体障がい者または知的障がい者に限る。）	「障がい者用 nimoca」 ただし，12歳以下の者は「小児障がい者用 nimoca」	全額
特別児童扶養手当受給対象児 （身体障がい者または知的障がい者を除く。）	「記名式 nimoca」 ただし，12歳以下の者は「小児用 nimoca」	全額
精神障がい者（手帳の等級が1級または2級の者に限る。）	「記名式 nimoca」	全額
精神障がい者（手帳の等級が3級の者に限る。）	「記名式 nimoca」	半額
戦傷病患者	「記名式 nimoca」	全額
原爆被爆者	「記名式 nimoca」	全額

備考 「nimocaカード」の種類欄に掲げるnimocaカードについては，特に理由があると認めるときは，別に指定するnimocaカードとすることができる。

別表第3（第7条関係）

対象者の区分	申請月			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
身体障がい者	36,000円	27,000円	18,000円	9,000円
知的障がい者	36,000円	27,000円	18,000円	9,000円
特別児童扶養手当受給対象児（身体障がい者または知的障がい者に限る。）	36,000円	27,000円	18,000円	9,000円
特別児童扶養手当受給対象児（身体障がい者または知的障がい者を除く。）	72,000円	54,000円	36,000円	18,000円
精神障がい者（手帳の等級が1級または2級の者に限る。）	72,000円	54,000円	36,000円	18,000円
精神障がい者（手帳の等級が3級の者に限る。）	36,000円	27,000円	18,000円	9,000円
戦傷病者	72,000円	54,000円	36,000円	18,000円
原爆被爆者	72,000円	54,000円	36,000円	18,000円

備考 助成額の上限は、助成を申請する日に応じ、次に定める額とする。

- (1) 4月1日から6月30日までの間に申請する場合 対象者の区分に応じ、申請月の4月～6月の欄に掲げる額
- (2) 7月1日から9月30日までの間に申請する場合 対象者の区分に応じ、申請月の7月～9月の欄に掲げる額
- (3) 10月1日から12月31日までの間に申請する場合 対象者の区分に応じ、申請月の10月～12月の欄に掲げる額
- (4) 1月1日から3月31日までの間に申請する場合 対象者の区分に応じ、申請月の1月～3月の欄に掲げる額
- (5) 前年度以前に受給資格者となっている場合 対象者の区分に応じ、申請月の4月～6月の欄に掲げる額

別表第4（第7条関係）

介護人の区分	申請月			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
介護人（次項に定める介護人を除く。）	36,000円	27,000円	18,000円	9,000円
介護人（特別児童扶養手当対象児で身体障がい者または知的障がい者に該当しないものの介護人に限る。）	72,000円	54,000円	36,000円	18,000円

備考 助成額の上限は、助成を申請する日に応じ、次に定める額とする。

- (1) 4月1日から6月30日までの間に申請する場合 介護人の区分に応じ、申請月の4月～6月の欄に掲げる額
- (2) 7月1日から9月30日までの間に申請する場合 介護人の区分に応じ、申請月の7月～9月の欄に掲げる額
- (3) 10月1日から12月31日までの間に申請する場合 介護人の区分に応じ、申請月の10月～12月の欄に掲げる額
- (4) 1月1日から3月31日までの間に申請する場合 介護人の区分に応じ、申請月の1月～3月の欄に掲げる額
- (5) 前年度以前に受給資格者となっている場合 介護人の区分に応じ、申請月の4月～6月の欄に掲げる額

函館市障害者等外出支援事業助成申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所 函館市

申請者 氏 名 _____

電話番号 _____

対象者との続柄（本人・父・母・夫・妻・子・ _____）

函館市障害者等外出支援事業の助成を受けたいので、函館市障害者等外出支援事業実施要綱に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、私の「イカすニモカ（nimoca）」のデータ（カード IDi、カード利用履歴、その他関連するデータ）を本事業の助成金額の算出のために必要な範囲で函館市が株式会社ニモカ（nimoca カード発行事業者）からシステム連携により取得することに同意します。

対 象 者	住 所	函館市
	氏 名	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日
対 象 者 の 区 分	・身体障がい 第 種 級（視覚、肢体、内部、聴覚・平衡、音声・言語・咀嚼）	介護人（該当・非該当）
	・知的障がい（ 重度 ・ 中度 ）	
	・特別児童扶養手当受給対象児（身体障害者手帳または療育手帳 ある・なし）	
	・精神障がい（ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ）	（有効期限 年 月まで）
	・戦傷病者	
	・原子爆弾被爆者	

1 本人用カード IDi

N	R				
---	---	--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--

介護人用カード IDi

N	R				
---	---	--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--

2 添付書類

nimoca カードの写し（表裏）

3 施設等へ通所している方 _____ 通所施設等名

（注）精神科デイ・ケアに通われている方は、医療機関発行の施設通所者等証明書を添付してください。

※助成上限額 なし ・ あり （ _____ 円）

上記のとおり、助成したい。

課長	主査	係
----	----	---

函館市障害者等外出支援事業助成変更届

年 月 日

函館市長 様

住 所 函館市

申請者 氏 名 _____

電話番号

対象者との続柄（本人・父・母・夫・妻・子・ _____）

函館市障害者等外出支援事業の助成について、次のとおり変更があったので届け出ます。

変更があった事項		変更の内容
1	氏名	(変更前)
2	対象者の区分	
3	本人用カード IDi	
4	介護人用カード IDi	(変更後)
5	通所施設等	
6	その他	

- 備考 1 変更があった事項の該当する番号に○を付してください。
- 2 本人用または介護人用カード IDi に変更があった場合は、カードの表面と裏面の写しを添付してください。